

【記載例】 様式例「就任承諾書及び誓約書」

各役員毎（全員分）に作成してください。  
県にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください。

### 就任承諾書及び誓約書

役名には、「理事」又は「監事」の別を記載してください。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

日付は、設立総会で役員が選任されますので、設立総会開催日（又はそれ以降の就任を承諾した日）としてください。

(元号) 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇 御中

役員の住所、氏名は、住民票等の記載のとおり正確に記載してください。

住所（居所） 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇（自署）

署名又は記名・押印（認印可）してください。  
なお、登記申請手続きに使用する場合は、取扱が異なりますので、事前に法務局へお問合せください。

### 役員欠格事由（NPO法第 20 条）

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
    - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
    - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
    - ・ 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、第 247 条（背任）の罪を犯した場合
    - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
  - 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
  - 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
  - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（※）
- ※ 内閣府令で定めるもの：精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

### 役員親族等の排除（NPO法第 21 条）

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。